

埋設処分業務の実施に関する計画

当初認可：平成 21 年 11 月 13 日

変更認可：令和元 年 11 月 1 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目 次

はじめに	2
1. 埋設事業を進める際の基本的考え方	3
2. 埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物の種類及びその量の見込み	4
2.1 埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物の種類	4
2.2 第一期事業において埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物	4
2.3 対象廃棄物のうち第一期事業において埋設処分を行う量の見込み	5
3. 第一期事業として放射性廃棄物の埋設処分を行う時期及びその量並びに これに必要な埋設施設の規模及び能力に関する事項	5
4. 埋設施設の設置に関する事項	6
4.1 埋設施設の立地の選定に係る手順と基準	6
4.2 国民の理解	8
4.3 地域との共生	8
5. 埋設処分の実施の方法に関する事項	9
5.1 埋設処分の方法	9
5.2 埋設施設の構成	9
5.3 埋設処分の手順	9
5.4 事業運営	10
6. 埋設処分業務の実施に関する収支計画及び資金計画	12
6.1 埋設処分業務の総費用	12
6.2 収支計画及び資金計画	13
6.3 埋設処分業務勘定への繰入金額	14
6.4 受託処分	14
6.5 資金の適正な管理	15
7. その他埋設処分業務の実施に関する重要事項	15
7.1 安全の確保	15
7.2 廃棄物の発生段階での対応	15
7.3 輸送、処理の体系的な対応	15
7.4 放射性廃棄物の低減や安全性向上のための研究開発の推進	16
7.5 年度計画の作成と実施状況の評価	16

はじめに

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、平成 20 年 6 月の「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」（平成 16 年法律第 155 号。以下「原子力機構法」という。）の改正により、原子力機構を含め、全国各地の研究機関、大学、民間企業、医療機関等で発生する多種多様な低レベル放射性廃棄物（以下「研究施設等廃棄物」という。）の埋設処分の実施主体に明確に位置付けられた。

原子力機構は、原子力機構法第 17 条第 1 項第 5 号に掲げられた業務（以下「埋設処分業務」という。）を進めるに当たり、原子力機構法第 19 条第 1 項の規定に基づき、埋設処分業務の実施に関する基本方針（平成 20 年 12 月 25 日文部科学大臣・経済産業大臣決定、以下「基本方針」という。）に即して、ここに埋設処分業務の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定める。

なお、実施計画は、今後の事業の進捗、技術開発の進展、安全規制の整備等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行い、国の認可を得た後、遅滞なく公表する。

1. 埋設事業を進める際の基本的考え方

原子力の利用は、原子力発電やそれを支える核燃料サイクルのみならず、研究開発や教育、産業、医療等の幅広い範囲で行われており、科学技術・学術の発展のみならず、我々の日常生活の質の向上に貢献している。これらの分野においては、研究用原子炉や核燃料物質、放射線発生装置、放射性同位元素等の使用に伴い、全国各地の数多くの研究機関、大学、民間企業、医療機関等で、研究施設等廃棄物が発生し、それぞれの事業所において保管管理されている。将来にわたり円滑な原子力の利用や研究開発を確保するためには、研究施設等廃棄物を責任ある体制の下で、安全かつ確実な方法で処分することが不可欠である。

そのため、原子力機構は、埋設処分の実施主体として、研究施設等廃棄物を埋設する事業（以下「埋設事業」という。）を国や原子力機構以外の研究施設等廃棄物を発生させる事業者（集荷や保管を行う事業者を含む。以下「発生者」という。）の協力を得つつ、以下の基本的考え方の下に実施する。

○ 安全の確保

原子力機構は、研究施設等廃棄物の取扱いや埋設事業の実施に係る規制等の法令の遵守を徹底し、従業員に対して十分な教育・訓練を行い、事故の未然防止など、事業の安全確保や周辺の環境保全に万全を期する。

○ 事業の透明性及び信頼の確保

原子力機構は、埋設事業の実施に当たって、事業の進捗状況、埋設施設周辺の環境モニタリング結果、事故等の発生状況及びその対応等について積極的な情報発信や情報公開を行うなど、事業の透明性及び信頼の確保に努める。

○ 国民の理解と地域との共生

原子力機構は、埋設事業の意義・目的や、安全確保のための取組について、国民の理解の増進を図るとともに、埋設施設の立地が、立地地域の活性化につながるよう、立地地域との共生に努める。

○ 発生者による応分の負担と協力

原子力機構は、原子力政策大綱（平成17年10月11日原子力委員会決定）及び原子力利用に関する基本的考え方（平成29年7月20日原子力委員会決定）に示された「発生者責任の原則」に基づき、発生者より廃棄物の量や性状等に応じた支払いを受けるとともに、原子力機構以外の発生者の協力を得て、埋設事業を円滑に進める。

○ 合理的な処分の実施

原子力機構は、安全確保を大前提に、効率的な処分を行うための研究開発を進め、経済性を考慮した合理的な処分の実施に努める。

2. 埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物の種類及びその量の見込み

2.1 埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物の種類

原子力機構が埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物（以下「対象廃棄物」という。）は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（平成12年法律第117号）に基づき認可法人原子力発電環境整備機構の業務に属する地層処分が必要な高レベル放射性廃棄物等を除いた低レベル放射性廃棄物のうち、以下に掲げるものとする。なお、これらの放射性廃棄物は、5.1に掲げる方法（ピット処分及びトレンチ処分）又は中深度処分（地表から70メートル以深）によって処分されるものである。

(1) 原子力機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物（日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構から承継した放射性廃棄物を含む。以下「機構廃棄物」という。）

(2) 原子力機構以外の研究機関、大学、民間企業、医療機関等の原子力利用（核燃料物質、放射性同位元素及び放射線発生装置等を用いた研究開発やそれらの産業、医療などの幅広い分野での利用をいう。）により発生した低レベル放射性廃棄物であって、これらの発生者から原子力機構が埋設処分の委託を受けた放射性廃棄物（以下「受託廃棄物」という。）

実用発電用原子炉施設から発生する低レベル放射性廃棄物については、現在、日本原燃（株）が埋設処分を行っている。このような他の事業者によって埋設処分が行われる放射性廃棄物については、原子力機構の埋設処分業務の対象とはしていないが、我が国全体として抜け落ちがなく、合理的・網羅的な埋設処分を可能とするため、原子力機構は関係機関と密接に連携し、柔軟に対応する。

2.2 第一期事業において埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物

最初の事業として原子力機構が行う埋設事業（以下「第一期事業」という。）においては、対象廃棄物のうち、基本方針策定時において令和30年度までに発生が見込まれていた放射性廃棄物であって、5.1に掲げる方法（ピット処分及びトレンチ処分）による埋設処分が可能なものを対象とする。

また、対象廃棄物のうち、中深度処分が必要となる放射性廃棄物については、合理的かつ効率的な処分が可能となるよう、国及び関係機関と連携協力して、処分の在り方について調整を進め、その結果を踏まえ具體化を図る。

2.3 対象廃棄物のうち第一期事業において埋設処分を行う量の見込み

第一期事業において埋設処分を行う量の見込みは、埋設処分するため必要に応じて焼却、圧縮、溶融等の処理を施し、関係法令等に定める技術基準に適合する放射性廃棄物（容器に封入・固型化しないコンクリート等廃棄物を含め、以下「廃棄体」という。）に換算した量（200 リットルドラム缶本数換算。以下同じ。）として、廃棄体約 672,000 本（うち、機構廃棄物は約 502,000 本）である。埋設処分の方法ごとによる内訳は、ピット処分で約 200,000 本（うち、機構廃棄物は約 193,000 本）、トレンチ処分で約 472,000 本（うち、機構廃棄物は約 309,000 本）である。この見込みは、埋設処分の方法ごとに「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」（昭和 32 年政令第 324 号）、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（昭和 63 年総理府令第 1 号）（以下「第 2 種埋設規則」という。）等に定められる放射能濃度に関する基準等に基づいて、原子力機構が平成 30 年度に調査した結果によるものである。

埋設処分を行う量の見込みは、放射性廃棄物を廃棄体にするための処理（以下「廃棄体化処理」という。）の実績、関係法令の整備の進捗等今後の原子力利用の進展により変動が予想される。さらに受託廃棄物について、調査の実施時点で、原子力機構への埋設処分に係る委託意思等を確認できていない発生者の廃棄物及び新規事業者における廃棄物の発生も予想される。これらを踏まえ、埋設処分を行う対象廃棄物量の見込みについては、原則、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 2 項第 1 号の規定に基づき、文部科学大臣及び経済産業大臣が定めて原子力機構に指示する中長期目標の期間の開始時期に合わせて定期的に調査を実施し、見直しを行う。

なお、中深度処分相当の廃棄物量の見込み調査の結果は、約 36,000 本である。

3. 第一期事業として放射性廃棄物の埋設処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な埋設施設の規模及び能力に関する事項

原子力機構は、埋設施設の設置に関して、立地する地点の属する地方自治体の了解を得た後、埋設事業の進捗に応じて、環境調査、安全審査、建設、操業、閉鎖及び閉鎖後管理の各段階にわたって事業を進める。

第一期事業においては、環境調査段階、安全審査段階、施設の一部建設段階を含む約8年間の初期建設期間を経て、操業を開始する。操業期間は約50年間とする。この操業段階では、施設の増設・更新を行う。操業終了後、閉鎖段階として最終覆土期間は約3年間とする。その後の閉鎖後管理段階における管理期間は、「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）に基づき、ピット処分については覆土後約300年間を、トレンチ処分については覆土後約50年間を目安とする。

当該埋設施設の規模は、2.3に掲げる埋設処分を行う量の見込みに加え、将来的な物量変動への対応を考慮し、廃棄体約75万本（ピット処分約22万本、トレンチ処分約53万本）に相当する規模とする。なお、基本方針策定時において令和30年度までに発生が見込まれていない放射性廃棄物に対しても確実な埋設処分に向けた措置が必要となる。

第一期事業における埋設施設の能力は、全操業期間で平均して、ピット処分については年間約4千本、トレンチ処分については年間約11千本を埋設処分することができる能力とする。

4. 埋設施設の設置に関する事項

原子力機構は、埋設事業を円滑かつ確実に推進するため、国と一体となって、原子力機構以外の発生者の協力も得つつ、埋設施設の立地のために必要な活動に取り組む。

4.1 埋設施設の立地の選定に係る手順と基準

埋設施設の立地の選定は、手続の透明性を確保し、公正な選定を行うことを基本とする。このため、埋設施設設置の受け入れに係る地方自治体（市区町村及び都道府県）及び地域の意向を尊重し、かつ地方自治体の負担軽減が図れるよう、立地の選定に係る手順及び基準を以下のとおり定める。

4.1.1 埋設施設の立地の選定に係る手順

埋設施設の立地の選定に係る手順は、埋設事業の適切な運営が可能と考えられる地点の属する地方自治体への協力要請方式又は基礎自治体（市区町村）の募集方式によるものとする。

協力要請方式では、原子力機構は、4.1.2に示す埋設施設を設置する

地点の選定に係る基準を考慮して埋設施設の設置候補地（以下「候補地」という。）について検討を行う。その上で原子力機構は、候補地の属する地方自治体に立地の申入れを行い、地方自治体の了解を得る（既に原子力機構の施設に対して当該自治体との間で既存の手続の仕組みが存在する場合にはその規定に準ずる）。申入れを行った後、当該地方自治体から要請を受けた場合、地域住民との意見交換会等の場を設ける。なお、原子力機構と地方自治体との協議により、対象とする放射性廃棄物の量と種類については柔軟に対応することも考慮するとともに、2.3 の第一期事業において埋設処分を行う量の見込みとして提示した全廃棄体が埋設処分可能となるよう全体計画に留意する。

また、原子力機構は、上述の協力要請方式による設置地点の選定の状況等を踏まえて、必要に応じて埋設事業に関心を有する基礎自治体の募集も行う。応募を受けた場合、原子力機構は、4.1.2 に示す埋設施設を設置する地点の選定に係る基準を考慮して候補地について検討を行う。その上で原子力機構は、地域住民との意見交換会等の場を設ける。原子力機構は、こうした活動の状況を踏まえ、候補地の属する地方自治体に立地の申入れを行い、地方自治体の了解を得る。なお、基礎自治体は、いつの時点でも応募を取りやめることができる。

これらの活動に際し、国及び原子力機構は、地方自治体及び地域住民へのきめ細かい情報発信を行う。

4.1.2 埋設施設の立地の選定に係る基準

埋設施設の立地の選定に係る基準については、埋設施設を設置する地点における安全性を確保した上で合理的かつ効率的な運営が可能となるよう、立地の選定に当たり考慮すべき項目とその重要性の程度や項目ごとの評価に用いる指標を、以下のように定める。

(1) 立地の選定に当たり考慮すべき項目とその重要性の程度

立地の選定に当たり考慮すべき項目は、「適合性評価項目」及び「比較評価項目」とする。このうち、適合性評価項目は、「安全性」及び「環境保全」等とし、埋設施設を設置する地点として全てを満足していることの確認が求められる。適合性評価項目において考慮すべき観点の間に重要性の優劣はなく、全て同等に重要である。また、比較評価項目は、「経済性・利便性」等とし、複数の候補地が考えられる場合に好ましさを比較するため、一定規模の事業用地の確保の容易さ、廃棄体の輸送の利便性等について確認するものとする。

(2) 項目ごとの評価の指標

○適合性評価項目

1) 安全性の観点からの評価の指標

候補地の自然環境として、「火山」、「津波」、「陥没」、「地滑り」、「洪水」、「断層（活断層）」（変位が生ずるおそれがない地盤）を考慮して評価し、候補地が当該事象に関して安全確保上支障がないことを確認する。

2) 環境保全の観点からの評価の指標

候補地の環境保全の観点から、自然環境保全法や文化財保護法等の法的な規制に基づく「土地利用に係る規制・計画」及び「文化財の保護」を考慮して評価し、候補地の土地利用が限定的で取得が極めて困難でないことを確認する。

3) その他

候補地として必要な事業用地面積が確保できることを確認する。

その詳細については原子力機構が別途定め、公開する。

○比較評価項目

経済性・利便性等の観点から、一定規模の事業用地の確保の容易さ、廃棄体の輸送の利便性等を考慮して評価し、埋設処分業務を円滑に実施できることを確認する。その詳細については、原子力機構が社会経済等の情勢を踏まえて別途定め、公開する。

4.2 国民の理解

原子力機構は、国民全般に対し、事業の必要性や安全確保のための取組等埋設事業に関する情報発信に取り組む。

また、原子力機構は、埋設事業に関する国民の懸念や不安に対して的確に応じるため、一元的な相談・情報発信を行う窓口を設置し、対応する。

4.3 地域との共生

原子力機構は、埋設事業を円滑に実施するため、埋設施設が地域と共生し、立地地域の持続的な活性化等につながるための方策を講じる。その際、原子力機構は、国及び埋設事業の便益を享受する原子力機構以外の発生者の協力を得つつ、原子力機構の研究開発機関としての特徴を活かした方策についても検討する。

5. 埋設処分の実施の方法に関する事項

5.1 埋設処分の方法

第一期事業における埋設処分は、原子力委員会、原子力安全委員会、原子力規制委員会及び安全規制当局における研究施設等廃棄物の埋設処分に係るこれまでの検討結果を踏まえ、廃棄体に含まれる放射性核種の種類や放射能濃度、廃棄体の性状等に応じ、次に掲げる方法により行う。

- 第2種埋設規則第1条の2第2項第4号に示された方法と同様の方法であって、鉄筋コンクリート製の人工構築物（以下「コンクリートピット」という。）を設置して処分する方法（以下「ピット処分」という。）
- 第2種埋設規則第1条の2第2項第5号に示された方法と同様の方法であって、コンクリートピット等の人工構築物を設置しない方法により処分する方法（以下「トレンチ処分」という。）

5.2 埋設施設の構成

埋設施設は、ピット処分及びトレンチ処分の埋設設備を設置する廃棄物埋設地（廃棄体を埋設するため又は人工構築物を設置するために土地を掘削した場所、又は廃棄体を埋設し、埋め戻した場所をいう。以下同じ。）並びに主に廃棄体の受入れ、一時保管、安全規制当局の定める廃棄体の技術基準に適合していることの確認（以下「廃棄体確認」という。）等を行うための廃棄体受入・検査施設並びに埋設施設の運営管理に供する一般管理棟等のその他附属施設から構成する。

5.3 埋設処分の手順

ピット処分及びトレンチ処分の基本的な手順を以下に示す。

(1) ピット処分及びトレンチ処分に共通的な事項

- 1) 埋設施設に受け入れた廃棄体を廃棄体受入・検査施設に搬入する。
- 2) 搬入した廃棄体について、廃棄体確認の申請がなされた廃棄体であることを整理番号により確認する。また、輸送中の変形や損傷等の有無について目視検査を行う。

(2) ピット処分の方法

- 1) ピット処分を行う廃棄物埋設地の地上又は地表から適切な深度に、コンクリートピットを設置する。
- 2) 廃棄体をコンクリートピット内に定置する。定められた数量の廃棄体を定置したコンクリートピットについて、廃棄体間に空隙が

残らないようにセメント等で充填した後、コンクリート製の覆いを施工する。

3) 覆いの施工が終了した廃棄物埋設地について、その表面を土砂等で覆う。

(3) トレンチ処分の方法

1) トレンチ処分を行う廃棄物埋設地の地上又は地表から適切な深度にトレンチ（壕）を設置する。

2) 廃棄体をトレンチ内に定置する。定められた数量の廃棄体を定置したトレンチについて、廃棄体間に空隙が残らないように土砂等で充填する。

3) 充填が終了した廃棄物埋設地について、その表面を土砂等で覆う。

なお、ピット処分及びトレンチ処分の廃棄物埋設地並びに埋設設備については、埋設処分の進捗に応じて順次設置するものとする。

5.4 事業運営

原子力機構においては、埋設事業を推進する部署が中心となって、原子力機構内の関係部署と連携・協力し、埋設事業を進める。特に同部署は、施設の廃止措置、廃棄物の処理、輸送を実際に担当する各部署並びに施設の廃止措置及び低レベル放射性廃棄物の処理処分の計画、技術開発を実施している部署と連携して、以下の事項に特段の配慮を行い、埋設事業の円滑かつ着実な運営に努める。

(1) 原子力機構は、埋設事業を安全かつ効率的に実施していくために必要な人員を確保する。本事業には、様々な職種の者が従事することになるため、原子力機構は、これら埋設事業に従事する者に対し、十分な教育・訓練を行う。

また、原子力機構は、社会の信頼を得て事業が進められるよう、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努める。

(2) 埋設事業の独立性及び透明性を確保するため、埋設事業に係る経理については、一般勘定又は電源利用勘定において行う原子力機構の業務と厳正に区分して、適切に管理を行う。

(3) 原子力機構は、機構廃棄物を埋設処分するために必要な額を、毎事業年度、一般勘定及び電源利用勘定から埋設処分業務勘定に繰り入れる。また、原子力機構以外の発生者から埋設処分の受託に伴って受け取った資金は、直接、埋設処分業務勘定の収入とする。これら埋設処分業務勘定の資金は、確実に埋設事業に充てる。

- (4) 原子力機構は、埋設事業を確実に実施していくため、安全規制当局が進めるクリアランス制度やウラン廃棄物に係る安全規制の整備の進捗に適切に対応する。原子力機構は、7.4に示す低レベル放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発の成果を適宜、適切に埋設事業に反映する。また、原子力機構は、安全を十分に確保した上で、最新の技術的知見を最大限に活用して合理的な方法により埋設事業を展開できるよう、埋設事業の計画について必要な見直しを行う。
- (5) 原子力機構は、埋設事業を円滑に進めるため、原子力機構以外の発生者に対し、説明会等を通じて、埋設事業の進捗状況を周知・説明するとともに、発生者のニーズの把握に努める。また、原子力機構は、原子力機構以外の発生者に対して、実施計画等の計画策定及び廃棄物埋設事業許可申請等の安全規制対応に必要な情報の提供・協力を適宜要請する。

原子力機構は、廃棄体確認の際に必要となる廃棄体の内容に関する情報を発生者と共有する。

また、原子力機構は、発生者等からの問合せに対して、適宜技術的助言、協力等を行う。

6. 埋設処分業務の実施に関する収支計画及び資金計画

6.1 埋設処分業務の総費用

埋設処分業務に要する費用の総額（以下「総費用」という。）は、3.に示した放射性廃棄物の埋設処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な埋設施設の規模及び能力に基づき、埋設施設の建設費、操業費、人件費及び一般管理費を見積もることにより算定する。総費用の内訳を表6-1に示す。

また、総費用は、将来の物価変動、立地の進展等の埋設事業の進捗状況を反映するため、2.3 の埋設処分を行う対象廃棄物の量の見込みの見直し時期に合わせて定期的かつ必要に応じて見直しを行う。

表 6-1 総費用の内訳

(単位：億円)

項目	費用		
	ピット	トレンチ	合計
建設費	527	260	788
操業費	697	497	1,194
人件費	161	74	234
一般管理費	18	9	27
合計	1,404	840	2,243

[注]

- 各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

6.2 収支計画及び資金計画

概念設計の結果及び埋設事業の進捗状況に基づき設定した第一期事業の全期間の収支計画及び資金計画を表 6-2、表 6-3 に示す。なお、6.3 に示す原子力機構の埋設処分業務勘定への繰り入れは令和 30 年度までに完了させるものとする。

表 6-2 埋設処分業務の収支計画

(単位 : 億円)

区分	埋設処分業務勘定
費用の部	2,065
経常費用	2,036
事業費	1,710
一般管理費	0
減価償却費	326
財務費用	0
臨時損失	29
収益の部	2,065
他勘定より受入	738
研究施設等廃棄物処分収入	533
資産見返負債戻入	326
引当金見返収益	22
財務収益	96
臨時利益	29
日本原子力研究開発機構法第 21 条第 4 項積立金取崩額	321

[注]

- ・各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

表 6-3 埋設処分業務の資金計画

(単位：億円)

区分	埋設処分業務勘定
資金支出	2,823
業務活動による支出	1,710
投資活動による支出	1,114
財務活動による支出	0
資金収入	2,823
業務活動による収入	1,894
他勘定より受入	1,265
研究施設等廃棄物処分収入	533
利息の受取額	96
投資活動による収入	929
財務活動による収入	0

[注]

- 各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

6.3 埋設処分業務勘定への繰入金額

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令」（平成 17 年文部科学省令第 44 号）及び「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示」（平成 20 年文部科学省告示第 177 号）に基づき、原子力機構は、毎事業年度、電源利用勘定及び一般勘定から埋設処分業務勘定への繰入金額をそれぞれ算定し、同勘定へ繰り入れる。

各事業年度における埋設処分業務勘定への繰入金額は、年度計画において示す。

6.4 受託処分

原子力機構は、原子力機構以外の発生者から処分の委託を受ける際、当該発生者と受託契約を締結し、「発生者責任の原則」に基づき、受託料金の支払いを受ける。

なお、受託料金を算定する際に用いる処分単価は、廃棄体の処分に要する実費相当額とし、埋設処分の方法ごとに、透明性を確保しながら公

正かつ合理的に設定する。

処分単価は、毎事業年度に策定する年度計画において示す。

6.5 資金の適正な管理

原子力機構は、電源利用勘定及び一般勘定から繰り入れた資金並びに受託料金収入を、埋設処分業務勘定において適切に管理する。

埋設処分業務勘定の決算は、独立行政法人会計基準や原子力機構が定める規程等に基づき、毎年度独立して行う。

7. その他埋設処分業務の実施に関する重要事項

7.1 安全の確保

埋設事業の遂行に当たり、原子力機構は、関係法令を遵守し、安全の確保を最優先で進める。その際、埋設施設に起因する放射線等から、一般公衆及び埋設事業に従事する者が十分安全に防護されるように放射線防護対策を講ずる。埋設施設の建設、操業に当たっては、埋設施設及びその周辺に十分配慮した環境保全のための適切な措置を講ずる。

原子力機構は、埋設事業に従事する者に対し、埋設施設における安全管理に関する十分な教育・訓練を施す。

原子力機構は、多種多様な研究施設等廃棄物の埋設処分が、合理的で適切な安全対策の下に実施されるよう、安全規制当局に対して適切に情報を提供する。

7.2 廃棄物の発生段階での対応

原子力機構は、「放射性廃棄物最小化の原則」(原子力政策大綱(平成17年10月11日原子力委員会決定))に基づき、放射性廃棄物の発生量を可能な限り低減するように努めるとともに、適切な区分の下で廃棄物を分類し、効果的で効率的な処理を行い、適切に管理する。

7.3 輸送、処理の体系的な対応

機構廃棄物については、原子力機構が、必要に応じて廃棄体化処理を行い、廃棄体確認を受けた上で、陸上輸送、海上輸送又はこれらを組み合わせた方法により埋設施設まで輸送する。

受託廃棄物については、発生者が、必要に応じて廃棄体化処理を行い、廃棄体確認を受けた上で、埋設施設まで輸送するものとする。

原子力機構は、埋設事業の進捗を踏まえつつ、原子力機構が所有する

原子力施設の解体や原子力機構における研究施設等廃棄物の処理施設の整備の見通し、廃棄体化処理に係る計画を精査するとともに、その結果を踏まえ、国の指導の下、大学、民間企業等から発生した研究施設等廃棄物の集荷や輸送、廃棄体化処理等が全体として合理的かつ体系的に行われるよう、関係機関と協力する。

輸送、処理に係る対応の進捗については、年度計画において評価し、結果を公表する。また、輸送、処理に関する具体的な計画の進捗に応じて、適宜、実施計画に反映する。

7.4 放射性廃棄物の低減や安全性向上のための研究開発の推進

原子力機構は、埋設処分の安全性、経済性及び効率性の向上等を目的として、継続的に技術開発・研究開発を行う。

7.5 年度計画の作成と実施状況の評価

原子力機構は、毎事業年度、年度計画を作成し、公表する。

年度計画に記載する事項は、当該事業年度の実施業務内容、予算、収支計画、資金計画等とする。

また、原子力機構は、各事業年度終了後速やかに、年度計画の評価を行い、その結果を公表する。

認可履歴

年月日	理由
平成 21 年 11 月 13 日	新規
平成 24 年 3 月 28 日	埋設処分業務の実施に関する計画において定めた収支計画及び資金計画の期間（平成23年度まで）が終了することから、第一期事業の全期間にわたる収支計画及び資金計画を含む埋設処分業務の計画を定め実施計画を変更
平成 26 年 3 月 25 日	埋設処分業務の実施に関する計画において定めた対象廃棄物のうち第一期事業において埋設処分を行う量の見込み、収支計画及び資金計画、その他所要の見直しのため実施計画を変更
平成 28 年 3 月 25 日	埋設処分業務の実施に関する計画において定めた対象廃棄物のうち第一期事業において埋設処分を行う量の見込みと収支計画及び資金計画の変更、埋設施設の立地の選定に係る基準と手順の策定、並びにその他所要の見直しのため実施計画を変更
平成 30 年 3 月 1 日	埋設処分業務の実施に関する計画において定めた第一期事業にて埋設処分を行う対象廃棄物の発生範囲の明確化と収支計画及び資金計画の変更、並びにその他所要の見直しのため実施計画を変更
令和元年 11 月 1 日	埋設処分業務の実施に関する計画において定めた対象廃棄物のうち第一期事業において埋設処分を行う量の見込み、収支計画及び資金計画、その他所要の見直しのため実施計画を変更